

青森県伴走支援型借換資金 (中泊町が信用保証料を補助します)

青森県では、国が全国統一制度として定めた伴走支援型特別保証制度を活用し、既往借入金の借換え（新規資金の上乗せを含む。）により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業者の資金繰り円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援をする青森県伴走支援型借換資金を実施しています。

中泊町は、この制度を利用する方のうち、一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補助を行います。

補助対象者

青森県伴走支援型借換資金特別保証融資制度要綱の2により、融資を受けた者のうち、次のいずれにも該当する者

- ・伴走支援型借換資金の融資を受けた者で、**融資額が1業者につき1,000万円以内、かつ融資期間10年（うち措置期間5年）以内の者**
- ・個人にあっては町内に住所を有する方、法人にあっては町内に法人登記をした事業者
- ・町税等の滞納がない者

補助内容

信用保証料の2分の1を補助します。（小数点以下切り捨て）

ただし、一業者及び同族企業者の同一年度内の**補助上限を15万円**とします。

（補助金は「中泊町伴走支援型借換資金保証料補助金交付要綱」に基づき、中小企業者へ直接交付します。）

実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県伴走支援型借換資金を利用することは可能です。）

お問い合わせ先

○信用保証料補給に関すること

中泊町役場水産商工観光課 電話 0173-57-2111（代）

○青森県経営安定化サポート資金に関すること

青森県経済産業政策課中小企業金融グループ 電話 017-734-9368（直）

<連携融資制度に関するQ&A>

Q1. 希望融資額が1,000万円超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A1. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1,000万円以内かつ融資機関10年以内（うち据置期間が5年以内）のものに限られます。

ただし、例えば、融資額1,500万円（融資機関10年以内）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1,000万円の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1,000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q2. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A2. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申し込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の保証対象であることを確認できる書類（法人の登記事項証明書など）を合わせてご提出ください。

Q3. 中泊町に本社又は主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

A3. 信用保証料の補助対象となる融資は、町内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が中泊町にあっても、町外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会